

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

久慈市

1 促進計画の区域

別紙 1、及び別紙 2 の地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 久慈地域

(1) 現況

本地域は、西部を北上山系の北端部に位置し急峻な山地となっており、沿岸部は緩やかな丘陵台地となっている。気候は晩春から夏にかけて、海流の影響によるヤマセが発生し、冷涼湿潤であり、冷害の常襲地帯である。

本地域の中央部を東西に久慈川、長内川、夏井川が流れ河口を久慈湾に注ぎ、南部には野田湾に注ぐ宇部川が流れ、耕地は山間丘陵地帯の一部を除き、この河川流域に拓け、平坦地は主として水田地帯をなし、沿岸の丘陵台地は畑作中心の耕地となっている。また本地域の一部においては、希少野生動植物であるチョウセンアカシジミ（久慈市指定天然記念物昭和 62 年指定）、ゴマシジミ（岩手県 RDB・A ランク）の生息が確認されている。

本地域の農用地は、米、野菜等の複合経営が営まれており、平坦地においては、一部経営育成基盤整備事業等の導入に伴い、大区画ほ場での土地利用集積による農地の効率的な農業経営、農業用施設の維持更新が図られているものの、基盤整備事業導入から年数が経過したほ場や事業未実施地区が多く、今だ多労性の稲作経営を余儀なくされているところである。

さらに、宅地等との混住化、農業従事者の高齢化や担い手不足が顕著になってきていることから、農村地域の集落機能の低下による農用地、農業用施設の維持管理による多面的機能の維持、その取組体制に係る啓発普及が地域の課題となっているところである。

また、山間部にあっても上記の課題と併せ、平場地域と比べて生産条件の格差について地形条件の不利があることから、これを補正する取組を行うことが必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第 3 条第 3 項第 1 号、同項第 2 号に掲げる事業を推進することにより、地域において生物多様性を保全し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

2. 山形地域

(1) 現況

本地域は、北上山系の北端部に位置し、全域が急峻な山地となっており、典型的

な山村地域である。気候は内陸性気候と海洋性気候の双方の気象状態を示し、特に春から夏にかけてはヤマセによる濃霧の発生が多く、冷涼となることが多い。

本地域の高岳な山に源を発する遠別川、川井川は合流し久慈川となり、太平洋に注いでおり、耕地はこれら河川の流域並びに山間の緩やかな傾斜地に点在している。

本地域の農用地は、主に山間の傾斜地に散在し、狭小で点在型が多く、平地地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組を行うことが必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号、同項第2号に掲げる事業を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	地域	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	久慈地域	久慈区域	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業
②	山形地域	山形区域	

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあつては、その区域

無し

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

法第3条第3項第2号の事業を実施するために必要な事項を、次のとおり定める。

(1) 対象農用地の基準

1) 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であつて、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1ha未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、

一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア 対象地域

特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第4項の規定に基づき公示された特定農山村地域
久慈市全域

イ 対象農用地

(ア) 急傾斜農用地については、田 1/20 以上、畑、草地及び採草放牧地 15 度以上
勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

(イ) 自然条件により小区画・不整形な田

(ウ) 積算気温が著しく低く、かつ、草地比率 70%以上の地域の草地

(エ) 市長の判断によるもの

a 緩傾斜農用地

(a) 急傾斜農用地と連担している緩傾斜農用地

一団のまとまりを形成している緩傾斜農用地（田で 1/100 以上 1/20 未満、畑・草地及び採草放牧地で 8 度以上 15 度未満）が、一団の急傾斜農用地と物理的に連担している場合（この場合急傾斜農用地と同一の集落協定内において、通作、水管理等上流の急傾斜農用地を維持する上で必要な一団の農用地に限る。）

(b) 緩傾斜という条件に別の農業生産条件の不利性が加わる場合

(i) 緩傾斜農用地が高齢化の進行により耕作放棄が進んでいる場合

緩傾斜農用地を含む協定集落に係る高齢化率・耕作放棄率の両者が全国平均以上とする（高齢化率 30%以上、耕作放棄率：田 5%以上、畑（草地含む。） 10%以上）

(ii) 土壌条件が著しく悪い場合

b 高齢化率・耕作放棄率の高い農地

急傾斜農地及び緩傾斜農地以外の農地で高齢化率 40%以上、耕作放棄率：田 8%以上、畑（草地含む。） 15%以上の農地

(2) 対象者

認定農業者に準ずる者とは、例えば、久慈市農業再生協議会の水田フル活用ビジョンに定められた者など地域の実情に合わせて市長が認定する者とする。

(3) その他必要な事項

無し